



# 市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

市役所駐車場に左折進入する際は、信号に従って、赤信号では停止してください！



市庁舎の屋外環境整備工事などに伴い、駐車場が混雑しています。市役所へは、できるだけ公共交通機関をご利用いただくか、乗り合わせでお越しくくださるようお願いいたします。

なお、山王大通りから市役所駐車場へ左折して進入する際、信号に従う必要があります。赤信号で左折進入すると、信号無視になりますのでご注意ください。

財産管理活用課 ☎(0888)54309

## 健康づくりの啓発標語を募集します

10月の「健康づくり月間」に合わせ、「秋田人の栄養・食生活・食習

慣に関すること」をテーマにした啓発標語を募集します。最優秀作品と入選作品には記念品を贈呈します。

申し込みはがきかEメールに標語(1人1点まで。未発表に限る)、住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、7月31日(月)(必着)まで、〒010-0976

八橋南一丁目8-3 保健総務課 Eメール ro-himn@city.akita.akita.jp

●問い合わせ 保健総務課 ☎(883)1170

## 活き生き福祉商品券の利用が7月で終了

あきた共通商品券 協同組合の事業終了に伴い、秋田市が白寿のかた(99歳)を対象にお祝い品として贈呈していた「秋田市活き生き福祉商品券」が、8月1日(火)以降利用できなくなります。まだ利用されていない方は、7月31日(月)までに加盟店でご利用ください。



●問い合わせ あきた共通商品券協同組合 ☎(862)16336

\*白寿のお祝いは長寿福祉課へ。

☎(888)5666

## 医療の相談は秋田市医療安全支援センターへ

市保健所(八橋)1階に医療安全支援センターを開設し、専用電話、面接(要予約)で医療に関する相談に応じています。

●相談専用電話 ☎(883)12299

平日午前9時～正午、午後1時～4時。相談員が不在の場合がありますので、ご了承ください

●市内の医療機関(病院や診療所)で受けた治療や説明に関する疑問や不安

●医療機関の医師や看護師などの対応に関すること

●無資格者による医療行為や清潔保持に関すること

●健康に関する一般的な相談

●相談の際はご留意ください

・医療機関とのトラブルは、当事者間での話し合いによる解決が原則です

・医療機関との仲裁は行いません

・診療行為の是非や、過失の有無の医学的判断はできません

・現在の症状に関する診断はできません

●お問い合わせ 保健総務課 ☎(883)1170

おもな内容：健康や病気について(79件)、医療機関の案内・紹介(32件)、医療行為・内容(31件)など

市民の生活、家族関係、社会経済状態の実態、社会保障制度が果たしている役割、家族や地域のみなさんとのつながりや支え合いの実態などを把握するための調査です。

対象地区は、平成29年国民生活基礎調査の対象である東通地区の一部で、調査日は7月1日(土)。調査員証を持った調査員が訪問しますので、ご協力をお願いします。

●問い合わせ 保健総務課 ☎(883)1170

## 選挙人名簿をお見せします



秋田駅西北地区 土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿をお見せします。

●縦覧期間 6月28日(水)から7月11日(火)まで、午前8時30分～午後5時15分

●場所 秋田駅東地区土地区画整理工事事務所(手形字山崎44-3) ☎(834)2204

\*選挙は8月27日(日)の予定。



6月23日(金)~29日(木)  
男女共同参画週間

今年度のキャッチフレーズ

## “男で〇、女で〇、共同作業で◎”

男性と女性が、職場、学校、地域、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、公的機関だけでなく、みなさん一人ひとりの取り組みが必要です。私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

生活総務課女性活躍推進担当 ☎(888)5650

### ◆6月29日(木)まで男女共同参画週間パネル展&関連図書展を開催中！

会場▶ほくとライブラリー明徳館、明徳館河辺分館、ほくとライブラリー土崎図書館、ほくとライブラリー新屋図書館、ほくとライブラリー雄和図書館

### ◆ご利用ください！男女共生出張講座

町内会、グループの勉強会、PTAや職場の研修会などへ無料で講師を派遣します。詳しくは、生活総務課へお問い合わせください。

講座例▶「男女共生ってなあに？」「女性の活躍推進とは」「ワーク・ライフ・バランス」「自分も相手も大切にするコミュニケーション」など

### ●問い合わせ

国保年金課の各担当へどうぞ。

課税内容、軽減制度、特別徴収▶

賦課担当 ☎(888)5632

納付▶収納推進室収納担当

☎(888)5635

減額認定証▶給付担当

☎(888)5630

口座振替▶収納推進室管理担当

☎(888)5634

## みんなの笑顔であきたは健康 未来を支える国民健康保険



国保税の納税通知書をお送りします  
国保税の納税通知書をお送りします

平成29年度の国民健康保険税(国保税)の納税通知書を6月28日(水)にお送りします。6月に40歳になるかた(昭和52年6月2日~7月1日生まれ)がいる世帯には、7月中旬にお送りします。保険税の納付は、納付書払い、口座振替、特別徴収(年金からの引

き落とし)があります。特別徴収は、4・6・8月(仮徴収)と10・12・来年2月(本徴収)の年6回、世帯主に支給される年金から引き落としになります。

### ■法定軽減制度

前年の世帯の合計所得金額世帯主と加入者の所得金額の合計が一定以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を段階的に7割・5割・2割減額しています。ただし、所得の申告をしていない場合、制度は適用されません。

### ■後期高齢者医療制度に加入しているかたがいる世帯:

国保に加入していたかたが後期高齢者医療制度に移行し、同じ世帯の国保加入者が1人になったとき、医療分と支援分の平等割額は、初めの5年間は2分の1、6~8年目の3年間は4分の1の額を減額しています。

### ■軽減②

勤務先の健康保険など(国保組合を除く)から後期高齢者制度に加入したかたの被扶養者であって、65歳以上のかた

(旧被扶養者)が国保に加入したとき、旧被扶養者の所得割額の全額と均等割額の2分の1の額(旧被扶養者以外に国保加入者がいない場合は平等割も2分の1の額)を減額しています。

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職されたかたは、所得割額を軽減しています

減額認定証の申請書を対象者へお送りします

国保に加入している70歳~74歳のかたで、世帯全員が市民税非課税のかたは、入院したときの医療費と食事が軽減される「国民健康保険限度額適用・食事療養生活療養標準負担額減額認定証」が、申請により交付されます。対象者には、6月22日(木)に申請書をお送りします。申請期限は7月6日(木)です。